

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【農業・食品産業技術総合研究機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日9日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	(独)農業・食品産業技術総合研究機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成23年度は東京事務所を移転・集約化するとともに、東京リエゾンオフィスは廃止した。また、九農研久留米研究拠点の総務部門については、筑後・久留米研究拠点に一元化した。平成24年度は動衛研東北支所を廃止した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所については、平成23年9月さいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 畜産草地研究所御代田研究拠点の研究員宿舎については、平成24年度に廃止した。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b></p>	
<p><b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 14,844,371千円(84.2%)、競争性のない随意契約 2,779,599千円(15.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,739件(87.7%)、競争性のない随意契約 244件(12.3%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 11,129,144千円(84.5%)、競争性のない随意契約 2,036,087千円(15.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,047件(85.3%)、競争性のない随意契約 180件(14.7%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 10,183,065千円(88.7%)、競争性のない随意契約 1,302,032千円(11.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 941件(88.8%)、競争性のない随意契約 119件(11.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	

<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、平成23年度では研修の共同実施を行った。平成24年度では調達関係として、つくば地区におけるコピー用紙、トイレトーパーの一括購入を実施した。平成25年度ではつくば地区における一般健康診断業務について一括で実施することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等を見直し等を行ってきている。その結果、平成24年度における一般競争入札等の割合は契約全体の88.7%(金額ベース)となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において、4法人の研究本館等(つくば地区)の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務の各個業務について、4法人で包括的に入札を実施し、平成27年4月から落札者による事業を実施することとされている。現在、4法人契約担当者等による検討を進めている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役職員給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じた給与規程改正の措置を講じており、平成24年4月から、俸給月額を引き下げ、平成26年3月までの間の給与減額支給措置等を実施している。</p> <p>また、役職員の退職手当については、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)及び「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)を踏まえ、国に準じて退職手当支給規程の改正を行い、退職手当の支給水準を引き下げるとともに、定年前早期退職特例措置の拡充及び早期退職募集制度の導入の措置を講じた。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数は、事務・技術職員95.1、研究職員97.1(平成24年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。</p> <p>なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、副理事長、理事及び監事の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。</p>

<b>② 管理運営の適正化</b>	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減することとしている。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行うこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 各経費及び諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部統制のさらなる強化を行うとともに、コンプライアンスの確実な実践を確保する機能の更なる強化を図るため、平成23年4月に組織規程を改正し、従来から設置されている監査室に加え、新たにコンプライアンス室を設置した。
<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。 ○ 農業機械の型式検査業務及び安全鑑定業務については、平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定し受益者負担の拡大を図った。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 共同研究について、規程等を整備し、その受け入れ拡大に努めているところ。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努めることとしている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、幅広い分野にわたる外部専門家・有識者19名に評価委員を委嘱した農研機構評価委員会における検討に基づいて行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活への社会的貢献を図る観点及び国際比較が可能なものについては海外の研究開発状況と比較する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定することとしている。なお、平成25年度は第3期中期目標期間の中間年に当たることから、中間点検を実施することとしている。</p>

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	<p>研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター、8研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。</p> <p>また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗よくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。</p> <p>「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」 「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」 「農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会的説明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。この際、3Dドームシアターを処分する。</p> <p>「フェロモン利用等を基幹とした農薬を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育苗工学的手法による甘しょへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進捗よく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。</p> <p>「北海道地域における高生産性畑作システムの確立」事業に関連する「大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。</p> <p>「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。</p>	2a	<p>・研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとのチームを置いていたが、本部のもとで内部研究所の枠を超えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした（組織上、個別の研究課題に対して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域ごとにとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした）。</p> <p>・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価や研究資源の配分に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直し態勢を整備した。</p> <p>・平成22年度まで実施してきた研究課題のうち、「廃止」との措置を受けた課題は全て廃止するとともに、その他の課題についても必要性等を厳格に検証し、本法人で実施する必要性に乏しい課題、研究の進捗状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題、研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない課題は廃止した。平成23年度からは、①食料の安定供給に資する研究、②地球規模の課題に対応するための研究、③新需要の創出に資する研究、④地域資源を活用するための研究を重点的に推進することにより、行政ニーズに応え得るために必要かつ適切な事業規模としている（平成22年度予算10,127,639千円→平成23年度予算9,648,737千円）。また、東日本大震災の発生を受け、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発等国家的な緊急課題に機動的に対応した。さらに、計画的・効果的な研究の実施を図るために中期計画を見直し、農地土壌等の除染技術および農作物等における放射性物質の移行制御技術の開発等を平成24年3月に明記した。また、これらの研究に対応するため、本部に震災復興研究統括監を配置するとともに、東北農業研究センター福島研究拠点に農業放射線研究センターを設置した。平成25年には、同センター内に放射性物質分析機を整備し、福島県と包括的な連携協力のための基本協定を締結して、震災対応研究をさらに加速させていること。</p> <p>・「3Dドーム型景観シミュレーションシステム」については、政府出資等に係る不要財産の譲渡収入による国庫納付申請について、農林水産大臣の認可を受け、売却手続を進めている。北海道農業研究センターの「ハーベスター」（テラドス）について、平成23年10月7日付けで国へ返還を行った。</p> <p>・「農村景観シミュレーター」については、民間移転（平成25年12月31日まで実施許諾契約）し、市販されている。「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」については、早期民間移転を図る観点から、引き続きWeb上での公開等、研究成果の普及促進に努めている。</p>	組織横断的な研究体制の下で、行政ニーズに合致したプログラム・プロジェクト研究を効率的かつ機動的に実施するため、第3期中期目標期間の中間年に当たる平成25年に研究分野ごとの進捗状況を点検し、その結果を次年度以降の研究内容や次期中期計画に反映させる。
	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	<p>「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していること、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果、効率化を図る。</p>	2a	<p>・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、本部の総合企画調整部の一部を改組し、共同研究等の連携・調整を図る研究戦略チームを整備するとともに、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した全会では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。また、東日本大震災に対応するため、震災後の被災地支援及び今後の対応方針について検討した。「災害対策本部」を設置し、農業環境技術研究所等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発にも積極的に取り組んでいる。</p>	引き続き4法人と農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深め、農地の放射性物質汚染対策技術等の共同研究を効果的に進める。
02 農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	<p>農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。</p>	1a	<p>・農業者大学校における教育は平成23年度末で終了。</p> <p>・平成24年度以降の農業経営者育成教育については、地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関及び中核教育機関の教育水準を向上させる取組を行う高度な民間の農業経営者育成教育機関への支援を国において実施。</p>	措置済み
03 農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマの重点化による規模の縮減	23年度から実施	<p>研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。</p> <p>農業政策上緊急的に措置が必要なものと、及び、実現可能性（コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。</p> <p>共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。</p>	1a	<p>・事前審査（機種選定時）に当たっては、産地等の要望に基づき、学識経験者や民間企業等による実現可能性等の評価を踏まえて行っている。また、共同研究を行う民間企業の選定にあたっては、共同研究における民間企業の負担割合を評価し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう取り組んでいる。（平成21年度から実施済）</p> <p>・平成24年度の中間審査（開発期間中の進行管理）に当たって、実用化を目指す研究課題については、従前の評価に加えて生産者、都道府県研究者・行政担当者等による評価も実施し、その結果によっては、研究課題を中止することとし、運営要領に明記した。また、併せて単年度評価及び終了時についても評価を行うこととした。</p>	措置済み
	受益者負担の拡大	24年度から実施	<p>型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。</p>	1a	<p>平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定した結果、4～6月の1台当たりの検査鑑定手数料の実績は前年の1.1倍（328千円→350千円）になり、受益者負担は拡大している。</p>	措置済み
04 基礎的研究業務	事業実施方法・主体の見直し	23年度から実施	<p>平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。</p>	2a	<p>平成23年度新規採択から自己への資金配分の中止を措置済み。</p> <p>平成25年度から競争的資金の新規採択については、国で実施している実用化段階の研究開発事業と合わせた農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で実施。併せて平成25年度は、継続課題の一部（同法人が参画する研究課題）についても国が実施する農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業へ移管し、それ以外の継続課題について当該業務（イノベーション創出基礎的研究推進事業）で実施。</p>	現在、当該事業で実施している継続課題についても、平成26年度に国が実施する農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業に一元化することとしている。
	ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止	22年度中に実施	<p>事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。</p>	1a	<p>平成22年度末で事業の廃止を措置済み。</p>	措置済み

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。	1a	平成23年度から新規採択の中止を措置済み。	措置済み
06	【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。	2a	株式の処分、貸付金の回収を継続中。 株式については、平成24年度末で引き続き4社所有している。貸付金については、平成24年度に計3社から元本4,490千円、利息・負担金243千円を回収しており、平成24年度で1社回収が完了したことから、平成25年度においては、残り2社から回収を継続。	本業務について、株式処分の前倒しに取り組み、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	ウulgアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウulgアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約2億円）を国庫納付する。	1a	平成23年7月に納付済み。	措置済み
08		土地の売却等によって生じた不要資産	23年度中に実施	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年7月及び10月に納付済み。	措置済み
09		農業者大chool施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大chool関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。	2a	平成23年度末の農業者大choolの廃止を受け、校舎については農研機構内の研修（職員研修・農村工学研修）及び会議等の施設（機構共用棟）として有効利用している。特に農村工学技術研修においては、防災・減災・リスク管理の技術修得ニーズに応えるための研修施設として有効活用している。	今後も同様の利活用を図っていく。
10	事務所等の見直し	東京事務所の移転	23年度中に実施	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へホストを縮減する形で移転する。	1a	東京事務所については、平成23年9月にさいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。（コスト縮減額75百万円）	措置済み
11	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究内容について、外部有識者による評価委員会の意見を聴取しつつ適切に評価・点検を行うとともに、政策部局の評価を踏まえ、政策的ニーズや進捗よくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。また、こうした評価・点検の結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を図る体制を確保している。	措置済み	
12	組織体制の整備	新たなガバナンス体制の構築	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター及び8研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。	2a	研究課題については、必要性、緊急性、有効性、進捗状況等を定期的に点検し、改廃を含めた所要の措置を講ずることとしている。また、農業政策上の課題を適時適切に試験及び研究業務に反映させるため、中期目標期間中に生じる政策ニーズにも機動的に対応するとともに、研究の計画から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において農林水産省の政策部局と密接に連携し、当該部局の評価を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。さらに、研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとにチームを置いていたが、本部の下で内部研究所の枠を超えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした（組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした。全126課題のうち76課題で内部研究所の枠を超えた編成となっている）。なお、平成23年4月に九農研久留米研究拠点の総務部門については、筑後・久留米研究拠点に一元化し、管理部門の合理化を図る等の見直しを行っている。また、平成24年度に動衛研東北支所を廃止している。引き続き小規模研究拠点の見直しを進めることとしている。	引き続き、理事長（本部）、研究推進責任者のリーダーシップの下に組織横断的なプロジェクト研究を推進し、研究成果等については、農林水産省の政策部局を含む第三者による毎年度評価を法人の内部評価に反映させ、研究資源配分に活かすなど適切に事業を実施する。また、中期目標期間中に生じる政策ニーズに機動的に対応するため、平成25年度秋には中間点検を実施し、その結果を次年度以降の研究内容等に反映させる。さらに、施設の集約化や小規模研究拠点の見直しも同時に進めていく。

【その他】

13	4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。</li> <li>・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会では、共同で実施可能な研修等を洗い出し、16件の研修等について共同実施の取組みを行った。契約専門部会では、平成24年度からの契約について、コピー用紙の購入とトイレトペーパーの購入の2件について、4法人で一括契約することとした。</li> <li>・この結果、平成23年度では、16件の研修等について共同で実施し、平成24年度では、研修等の共同実施を16件から18件に増加させ、契約関係では、コピー用紙の購入とトイレトペーパーの購入の2件について、4法人で一括購入を実施した。平成25年度では、つくば地区における健康診断業務について、4法人一括で実施することとしている。</li> </ul>	4 法人と農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深めるとともに、組織や業務の改善を図る。また、「4 法人事務業務見直し連絡会」等を通じて、引き続き研修・セミナーの共同開催や物品の調達を行うことにより、研究支援業務の合理化を図る。
----	--	--	--	--	--

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。	1	平成19年度から農林水産省が地域ごとに設置した地域研究・普及連絡会議に参画し、地域における研究開発に係るニーズを把握し、国の委託プロジェクトや競争的研究資金の研究課題提案に当たり、地域農業研究センター（独法）と都道府県、大学、民間企業などとの研究課題の役割を調整し、翌年度の研究の実施に当たり明確な役割分担を行った。	措置済み	
2		民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	1	平成20年度に中期計画の中課題毎に点検を実施。 （点検結果） 民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み及び行政のニーズを踏まえ研究課題を見直すとともに、研究内容が一部重複する課題について再編を行った。 ・田畑輪換研究チームを発展的に解消し、その研究内容を大豆安定生産技術、水田輪作それぞれのチームに統合。 ・農業ポジティブリスト制度施行に係るドリフト防止研究に高い成果をあげ、役割を終えた特別研究チームを解散し、バイオマス利活用などエネルギーに関する特別研究チームを設置。	措置済み	
3		育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。	1	民間企業における実用品種開発を支援するため、社団法人農林水産先端技術産業振興センター（現 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）主催の「新品種産業化研究会」において、農研機構の有する育種素材等に係る情報を周知した。また、DNAマーカー等を利用した民間企業との共同研究を実施。	措置済み	
4		【特例業務（株式の処分、債権の管理及び回収）】	平成27年度までに業務を廃止する。	2	○株式の処分、貸付金の回収を継続中。 ○株式については、平成24年度末で引き続き4社所有している。貸付金については、平成24年度に計3社から元本4,490千円、利息・負担金243千円を回収しており、平成24年度で1社回収が完了したことから、平成25年度においては、残り2社から回収を継続。	本業務について、株式処分の前倒しに取り組み、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。
5	組織の見直し	【組織体制の整備】	○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。	1	○産学官連携のコーディネーターについては平成19年度に設置済。また、平成20年度以降、各研究所にも産学官連携のコーディネーターを設置するとともに、民間との共同研究の一層の促進のため、企業等を会員とする産学官連携ネットワークを新たに組織し、メールマガジンの配信や産学官連携セミナーを開催。	措置済み
6	運営の効率化及び自律化	【保有資産の見直し】	○畜産草地研究所の研究員宿舎 研修生の受入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。	1	○利用率の向上が図られないことから、平成24年度に廃止、取り壊し済み。	措置済み
7		○農業者大学校 ①本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。 ②本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。 ③雲石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。	1	○本校本館用地は、平成21年度に東京都に売却済み。 ○本校体育館用地は、平成19年度に東京都に売却済み。 ○雲石拠点用地は、平成21年度に雲石町に売却済み。	措置済み	
8		【自己収入の増大】	○知的財産権について実施（利用）料率を見直す。	1	○育成品種の利用料率を見直し、平成21年度から新利用料率を適用した。	措置済み